

## 福祉系高校修学資金返還計画書

年 月 日

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会会長 様

貸付No.  
修学生住所  
  
修学生氏名 (印)  
  
連帯保証人住所  
  
連帯保証人氏名 (印)

社会福祉法人福井県社会福祉協議会福祉系高校修学資金貸付事業実施要綱第16条または第22条第2項の規定に基づき、次の計画のとおり修学資金を返還します。

高 校 名		年 月 卒業・卒業見込
貸 付 期 間	年 月 から 年 月 までの 月間	
返 還 事 由	(1) 修学資金の貸付が打ち切られた (2) 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士として登録しなかった (3) 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行ったが、県内の民間施設において介護職員等の業務に従事しなかった (4) 県内の民間施設において介護職員等の業務に従事する意思がなくなった (5) 業務外の事由により死亡し、または心身の故障により業務に従事できなくなった (6) 国家試験受験対策費用の貸付を受けたが、試験を受けなかった (7) その他( )	
返 還 事 由 発 生 年 月 日	年 月 日	
返 還 額	貸付決定額①	円 (修学準備金 円) 内訳 (介護実習費 円) (国家試験受験対策費用 円) (就職準備金 円)
	返還免除額②	円
	返還額①-②	円
据 置 期 間 どちらかに☑チェック	<input type="checkbox"/> 利用しない / <input type="checkbox"/> 利用する→ 年 月 日から 年 月 日まで(6か月以内)	
返 還 期 間	年 月 日から 年 月 日までの か月間	
返 還 方 法  *該当番号1~3に○をつけてください	1. 月 賦 据置期間終了の翌月から返還 ※端数は最終回加算 2. 半年賦 据置期間終了の翌月から返還 ※端数は最終回加算 3. 一 括 据置期間終了の翌月から、1か月以内に返還 年 月 末 日 までに一括返還します。 ※据置期間を利用しない場合の返還開始日は、返還事由発生日の翌月末日になります。	

【据置期間とは】

返還の開始期間前に設定することができる手続きや準備に要する期間のこと。(返還事由発生日の翌月から6か月以内)